



## NPT無期限延長後の核不拡散体制

戸崎 洋史

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター研究員

### 1 はじめに

核兵器の拡散防止に向けた取り組みは、米国が世界で最初に核兵器を保有した1945年から開始された。国際原子力機関(IAEA)の設立や部分的核実験禁止条約の成立を経て、1968年には核不拡散条約(NPT)が署名のために開放された。1970年に効力を発生したNPTは、核兵器の拡散防止、核軍備競争の抑制および核兵器廃絶に向けた努力、ならびに原子力平和利用の推進を主要な柱に据え、核不拡散体制の「原理」を体现化し、「規範」を明確にしたものとして、同体制の中心と位置付けられてきた<sup>1)</sup>。

冷戦という米ソ二極構造の下で構築され発展してきた核不拡散体制は、その冷戦が終結するという国際安全保障環境の  
に  
好ましい影響を与えた。核不拡散体制を米英ソによる支配体

1992年に に入  
加入したことで、「 年1月1日前に核兵器その他核爆発装  
置を製造しかつ爆発させた国」( 第9条3項)と定義さ  
れる5核兵器国はすべて 締約国となった。米露(ソ)間  
核兵器削減プロセスも、第一次戦略兵器削減条約(

条約)の発効や第二次戦略兵器削減条約(START  
の署名など、大きく進展した。また南アフリカは、冷戦終結  
に伴う南部アフリカ地域の安全保障環境の好転を受けて、保  
いた核兵器をすべて廃棄し、1991  
としてNPT NPT締約国数は、 年運用検討  
会議時の 力国が、1995 179  
力国にまで増大した。

他方でこの変化は、核不拡散体制に大きな動揺ももたらし

るIAEA NPT脱退表明は、 締約国による  
条約への重大な違反が現実化した事例であるとともに、技術  
ことを国際社会に示した事例でもあった。またソ連解体や旧  
核分裂性物質および技術者などの管理、ならびにこれらが第

三国に流出することによる核兵器拡散に対する懸念が高まっ

避され、さらにこれらの危機を契機として、IAEA  
および原子力供給国グループ(NSG  
の強化や、米国の協力的脅威削減(CTR  
る旧ソ連諸国への支援が図られた。しかしながら、冷戦期に  
は、核不拡散体制に加えて、米ソによるそれぞれの同盟国や  
国への安全の保証および行動の管理 以下、「大国による  
関与」)を通じて、それらの非核兵器国による核兵器取得の防

による関与」が縮小または終了した地域では、米露(ソ)の  
かつての同盟国や友好国が核兵器の取得を模索しても、冷戦

### 年NPT

の決定は、核不拡散体制に次に訪れた変化であった。NPT  
交渉過程で、非核兵器国の中から、核兵器国と非核兵器国と  
の間の権利および義務の不平

に対する懸念が示され、条約の最終的な期限は、効力発生か  
ら 年後に決定されることになった。核不拡散体制の「原理」  
および「規範」を示した は、理論的には失効する可能性  
を持っていたが、その無期限延長の決定により、恒久的に存

とする核不拡散体制も恒久的に存続することとなった。

本稿では、1995年NPT運用検討 延長会議、この会議以降  
の核不拡散体制を巡る動向、ならびに2000年NPT運用検討会  
議に関して概観するとともに、核不拡散体制を維持・強化す  
るためのアプローチに関して考察する。

### 2 1995年NPT運用検討・延長会議

NPT運用検討・延長会議<sup>2)</sup>は、条約の最終的な期限の決定  
を最大の目的として開催された。冒頭の一般演説では、会議  
に参加した174カ国のうち99カ国が条約の無期限延長を支持  
する発言を行い、その後カナダが提出した無期限延長を支持  
する決議案<sup>3)</sup>には、5核兵器国を含む104カ国が共同提案国と

なった。メキシコは条件付きの無期限延長を支持する決議案<sup>(4)</sup>を提出したが、この他に無条件の無期限延長に明示的に反対したのは、25年ごとの反復延長を求める決議案<sup>(5)</sup>の共同提案国となったインドネシアなど11カ国、ならびにイスラエルによるNPT加入を条件とした一部のアラブ諸国だけであった。

5 核兵器国がNPT無期限延長を支持したのは、核兵器が拡散して自国の安全保障利益が損なわれるという可能性を低減できること、ならびに少なくとも予見し得る将来にわたって核兵器国としての特権的な地位が保証されることを考えると、当然であった。これに対して、条約交渉過程ではNPTの無期限条約化に懸念を示したにもかかわらず、1995年の会議で多くの非核兵器国が無期限延長を支持したのは、主に冷戦後の安全保障環境が背景となっていた<sup>(6)</sup>。

冷戦期よりも核兵器拡散の危険が高いと懸念された冷戦後の安全保障環境において、多くの非核兵器国が懸念した核兵器に関する現実的かつ直接的な脅威は、核兵器国による核攻撃よりもむしろ、自国周辺に新たに核兵器を取得する国が出現することであった。核兵器国と同盟関係にある非核兵器国は、その核兵器国から提供される拡大抑止（extended deterrence）を通じた対応が期待できるものの、核兵器の拡散によって、地域の安全保障環境や戦略関係が複雑化することは避けられない。核兵器国と同盟関係にない非核兵器国には、当然ながら拡大抑止は提供されていない。核兵器拡散の脅威を低減する最も効果的な方法の1つは、NPTおよびこれを中心とする核不拡散体制の維持・強化であり、多くの非核兵器国は、NPTの無期限延長を、自国の安全保障利益に資すると考えた。

また核不拡散体制を巡る冷戦後の好ましい動きは、非核兵器国をNPT無期限延長支持へと導く効果があった。とりわけ核軍縮の進展は、非核兵器国に、核不拡散体制の不平等性を緩和するものとして受け止められた。核兵器国もこの効果は十分に認識していたと考えられ、1993年のジュネーブ軍縮会議（CD）における包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉開始への合意、あるいは運用検討・延長会議直前の「非核兵器国の安全保障（security assurances）」に関する各核兵器国による一方的宣言および国連安全保障理事会決議984<sup>(7)</sup>は、NPT無期限延長に対する非核兵器国の支持拡大を1つの目的としたものであった。

無期限延長を支持する非核兵器国が拡大した要因には、これらの他にも、米国をはじめとする無期限延長推進国による反対国への圧力や働きかけがあったこと<sup>(8)</sup>、あるいは無期限延長への反対は核兵器取得のオプションを維持していると疑われる可能性があったことなどもあげられる<sup>(9)</sup>。

条約の期限に関する決定は、「締約国の過半数による議決」で行われると規定されていたが（NPT第10条2項）、無期限

延長支持国が過半数を超えたことから、焦点は、いかにして無投票で無期限延長を決定するかへと移った。そのための方途として、無期限延長に明示的に反対した国、ならびに無条件で無期限延長が決定されることに明示的な支持を示さなかった国の意見や懸念を、何らかの具体的な形で表すことにより、これらの国から無期限延長に反対しないという妥協を引き出すことが模索された。その結果、「条約は無期限に効力を有すると決定する」旨の「決定3：NPTの延長<sup>(10)</sup>」は、「決定1：条約の運用検討プロセスの強化<sup>(11)</sup>」および「決定2：核不拡散および核軍縮の原則および目標<sup>(12)</sup>」とのパッケージによって、無投票で採択された。また、このパッケージとは別に、アラブ諸国の懸念を反映するために「中東に関する決議<sup>(13)</sup>」が採択された。

「決定1」では、運用検討・延長会議以降も引き続き5年ごとに運用検討会議を開催すること、運用検討会議に先立つ3年間の毎年、準備委員会を開催し、そこでは手続き事項のみならず実質事項も議論されること、ならびに運用検討会議では、条約の履行状況を議論するだけでなく、「将来においてさらに進展が図られるべき分野および手段を明らか」にし、「条約の履行を強化し、条約の普遍性を達成するために、とくに何をなし得るかについても検討すること」が定められた。

「決定2」には、普遍性、不拡散、核軍縮、非核兵器地帯、非核兵器国の安全保障、保障措置、および原子力平和利用に関して、原則および目標が示された。これらのうち、核不拡散体制の維持・強化にとりわけ重要なのは、普遍性、不拡散および核軍縮の問題であり、「決定2」では以下のことが述べられた。まず普遍性に関しては、NPT非締約国、なかでもIAEA保障措置下でない核施設を稼働させている非締約国に、NPTへの早期加入を求めた。不拡散に関しては、条約をあらゆる側面において履行するあらゆる努力を行うよう求めた。核軍縮に関しては、具体的な目標として、CTBT交渉の1996年までの完了、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始および早期完了があげられ、また核兵器国に核兵器の廃絶を究極的な目標として核兵器を削減する体系的かつ漸進的な努力を求めた。

NPTおよび同条約を中心とする核不拡散体制が存続するか否かという問題は、NPTの無期限延長により、どのように存続するか、すなわち核不拡散体制がその信頼性を維持し強化できるかという問題へと変化した。核不拡散体制の将来が上述した3つの重要な問題の動向に大きく影響を受けることは容易に想像できたが、逆にNPT無期限延長がこれらの3つの問題にいかなる影響を与えるかについては、必ずしも明確ではなかった。たとえば核軍縮に関しては、NPT無期限延長によって、非核兵器国は核兵器国に対して圧力をかける手段を失い、条約からの脱退も現実的ではないため、核兵器国は非核兵器国の核軍縮に関する要求を無視できるという見方と、

核兵器国は核兵器の廃絶に向けた核軍縮の推進を約束したため、核兵器国がその約束を誠実に守らなければ、核不拡散体制に対する支持は急速に失われ、さらに非核兵器国は条約からの脱退を正当化できるという見方の、2つの見方が可能であった<sup>(14)</sup>。

### 3 NPT無期限延長後の動向

#### (1) ユーフォリア：1995-1997年

NPT無期限延長決定後の約2年間は、核不拡散体制を巡る状況は必ずしも好ましいものばかりではなかったが、核軍縮および核不拡散に関して様々な進展が見られ、比較的良好な安全保障環境であったことも相俟って、国際社会に核不拡散体制への楽観的な見方が広がった。

この時期の進展としてまずあげられるのは、CTBTが、1996年9月に国連総会において圧倒的多数で採択されたことであった。他方で、NPT運用検討・延長会議直後から条約採択までの間に、中国は4回の、またフランスは6回の地下核爆発実験を実施した。また国連総会におけるCTBTの採択は、インドの反対によりCDでの採択に失敗したことを受けてなされた、異例の方法であった。

米露間核兵器削減プロセスに関しては、ロシア議会在安全保障上の理由をあげてSTART 条約批准を承認せず、条約が発効しない状態が続いていたが、ロシア議会による早期の条約批准承認を目的として、両国は、1997年3月のヘルシンキ二国間サミットにおいて、「核戦力の将来の削減についてのパラメーターに関する共同声明」に合意した。この共同声明には、START 条約発効後に第三次戦略兵器削減条約（START 条約）交渉を開始すること、ならびにSTART 条約では両国が配備する戦略核弾頭数を2000-2500発のレベルに削減することなどが盛り込まれた。

また英仏は、ソ連（ロシア）の脅威が大きく低減したことを受けて冷戦終結直後から開始した核兵器の一方的削減を漸進させた。さらに、冷戦終結後の良好な安全保障環境を背景に核廃絶論が高まり、スティムソン・センター、キャンベラ委員会および米国科学アカデミーなどが、その道筋を示した報告書を発表した<sup>(15)</sup>。

NPT締約国は、1997年末までに186カ国となった。残る非締約国のうち、ブラジルはラテンアメリカ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）の締約国であり（1998年9月にNPT加入）、またキューバは核兵器開発につながるような核関連活動を行っていなかったため、条約の外にあっても核兵器の拡散は懸念されなかった。他方、NPT非締約国で核兵器能力を保有する「事実上の核兵器国（de facto nuclear-weapon states）」のインド、イスラエルおよびパキスタンが、近い将来にNPTに加入する可能性は非常に低いとみられていた。

核不拡散分野における進展としては、1997年5月にIAEA

保障措置協定追加モデル議定書（INFCIRC/540）が採択されたことがあげられる。その主眼は、IAEAに未申告活動を探知する権限および能力を付与することであり、このモデル議定書に基づくIAEA保障措置協定を締結した非核兵器国については、秘密裏の核活動を行っても効果的に探知されると考えられている。また非核兵器地帯については、1995年12月に東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）が、1996年4月にアフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）が成立した。これにより、南半球の大部分が非核兵器地帯で覆われることになるが、バンコク条約は1997年3月に発効したものの核兵器国が同条約議定書に署名しておらず、ペリンダバ条約は現在も発効していない。

2000年NPT運用検討会議に向けた第一回準備委員会は、1997年4月に開催された。核軍縮をはじめとする実質事項、あるいは準備委員会の役割などに関して意見の相違は見られたものの、実質事項について合意された部分を盛り込んだ議長ペーパーが採択されたこともあり、「決定1」の下での強化された運用検討プロセスは、無難にスタートした。

#### (2) 核不拡散体制の危機：1998年以降

1998年に入ると、核不拡散体制に対する楽観的な見方は消えた。

同年4月のNPT準備委員会では、実質事項のみならず手続き事項に関しても、ほとんど意見の一致が成立せず、また翌年の準備委員会に対する報告にも合意できなかったため、失敗に終わったと評価された。その要因には、中東問題に関する米国とアラブ諸国の対立に加えて、核兵器国が核軍縮に関する議論を避けようとし、また運用検討プロセスの強化にも前向きでなかったことなどがあげられた<sup>(16)</sup>。

核不拡散体制が危機に直面しているという認識を決定的にしたのは、同年5月のインドおよびパキスタンによる地下核爆発実験の実施、ならびに核兵器保有の公表であった。NPT締約国ではなく、CTBTにも署名していない両国のこれらの行動は、国際法に違反するものではないが、南アジアにおける核戦争勃発の可能性を高めただけでなく、核兵器国を5カ国に限定し、核兵器の一層の拡散を防止するという核不拡散体制の「原理」および「規範」に挑戦するものであると捉えられた。また印パ核実験を非難する国連安保理決議1172<sup>(17)</sup>は採択されたものの、日米が経済制裁を発動するなど厳しい姿勢で対応したのに対して、中国、フランスおよびロシアは制裁を実施しなかった。さらにロシアの駐インド大使は、インドがCTBTなどに署名し、国際的な核管理体制に参加すれば、ロシアはインドを第6の核兵器国として承認する意向を示したとも伝えられた<sup>(18)</sup>。

北朝鮮の核問題に関しては、一進一退が続いた。1998年8月の北朝鮮によるテポドン・ミサイル発射実験に対して、日

本は、1994年の米朝枠組み合意を履行するために設置された朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）への経費負担を一時凍結した。また米国は1998年に、北朝鮮が金倉里（クムチャンニ）の地下施設に秘密の核施設を建設しているのではないかと疑念を高め、これへの査察を要求した。北朝鮮は当初、これへの立ち入りを拒否したが、最終的には「訪問」というかたちで受け入れ、核施設が存在しないことが確認されたため、危機は回避された。韓国の「太陽政策」を契機として、南北朝鮮関係は好転しつつあるが、枠組み合意の履行は着実に進展しているとはいえ、さらに、枠組み合意締結前の北朝鮮の核活動の実態は、依然として不明であり、北朝鮮の核開発疑惑は解消されていない。

イラクは、国連イラク特別委員会（UNSCOM）の査察を頻りに妨害し、米英が1998年12月にイラク爆撃を実施した後は、UNSCOM査察員の入国を完全に拒否した。UNSCOMについては中仏露からの非難も高まり、1999年にはUNSCOMに替わり、新たに国連イラク監視・検証・査察委員会（UNMOVIC）が国連安保理決議1284<sup>(19)</sup>に基づいて設置された。イラクは、これに対しても協力あるいは査察員の入国を拒否する姿勢を明確にした。

米露間核兵器削減プロセスに関しては、ロシアが、米国の国家ミサイル防衛（NMD）計画およびABM条約改正提案に強く反発し、米国がABM条約の維持を明確にするまではSTART 条約を批准せず、戦略核兵器の一層の削減を行わないと主張した。その後ロシアは、2000年4月にSTART 条約を批准したが、その際に制定したSTART 条約批准関連法で、戦略核兵器の削減とABM条約の維持とを明確に関連付け、ロシアがSTART 条約から脱退する権利を有する場合の1つに、米国によるABM条約脱退または違反を含めるとともに、発効のために必要な批准書の交換は、1997年9月に署名されたSTART 条約議定書およびABM条約に関連する諸文書<sup>(20)</sup>が米国によって批准された後に行うとした。ロシアは、START 条約の批准と同時にこれらの文書も批准したが、米国は現在もこれらの文書を批准しておらず、START 条約は発効していない。

米国のNMD計画には、ロシアに加えて中国が強く非難し、また北大西洋条約機構（NATO）諸国も懸念を示した。中国は、CDにおいて、FMCTのみならず、宇宙における軍備競争の防止（PAROS）に関しても、交渉を行うマンデートを持つ特別委員会を設置するよう求め、米国がPAROSに関して交渉を行う特別委員会の設置に反対している。この対立で、CDでは作業計画に関する合意が成立せず、FMCTに関する実質的な交渉は開始されていない。中国は、FMCTとPAROSを関連付けることで、米国のNMD計画を牽制するとともに、米国がNMD計画を維持する間は、兵器用核分裂性物質の生産を再開する余地を残しておくという意図があると思われる。

CTBTに関しては、条約の発効に批准が必要な特定された44カ国の中に、CDでの採択に反対したインドが含まれており、当初から早期の発効は容易ではないと考えられていた。さらに米国上院が1999年10月に条約の批准を否決したことで、CTBT発効の可能性は一層低くなった。

#### 4 2000年NPT運用検討会議

2000年NPT運用検討会議<sup>(21)</sup>は、NPT無期限延長後の最初の運用検討会議であるとともに、上述のように核不拡散体制を巡る状況が悪い中で開催される会議であったことから、その成否が注目された。これを左右する問題は、準備委員会で意見の対立が激しかったNMDを含む核軍縮問題および中東問題であり、またコンセンサス文書の採択が会議の成否を判断する1つの基準になると考えられた。

4週間の会期中、各国の意見が激しく対立して文書の採択が危ぶまれる場面が幾度もあったが、最終文書（Final Document）<sup>(22)</sup>がコンセンサスで採択された。最終文書は4つのパートで構成され、このうちパート 1では、「1995年NPT運用検討・延長会議で採択された決定および決議を考慮した条約の運用の検討」と「強化されたNPT運用検討プロセスの効率の改善」が扱われている<sup>(23)</sup>。前者は、条約の条文、ならびに前文のパラグラフに沿って7つの部分に分けられ<sup>(24)</sup>、条約の運用状況、ならびに将来に向けた目標および措置が記された。

会議参加国は、最終文書の採択に向けて、妥協も含めて様々な取り組みを行ったが、その主要なポイントは、次の6点であった。

第一に、米国が計画しているNMDに関してであった。この問題で会議が紛糾するのではないかと懸念され、一般演説ではロシア、中国およびフランスをはじめ多くの国がNMD計画を批判した。その後、核兵器国は共同声明で、戦略的安定の基盤であり、戦略攻撃兵器の一層の削減の基礎であるABM条約を維持および強化する<sup>(25)</sup>という、NMDを許容するとも否認するとも解釈できる曖昧な文言を用いて、会議ではNMDに関する議論を事実上棚上げすることに合意し、最終文書でも核兵器国の共同声明と同様の文言が用いられた。これは、核兵器国に、NMD問題を運用検討会議で議論しても結論は出ず、対立を悪化させて会議を失敗させるだけだという考慮が働いた結果であった。

第二に、新アジェンダ連合（NAC）が核兵器国に強く求めた「核兵器の全面廃絶に関する明確な約束（unequivocal undertaking）を行い、次の運用検討期間である2000-2005年の間に加速された交渉プロセスに取り組み、…核軍縮を導く措置をとる<sup>(26)</sup>」ことに関しては、とりわけフランスおよびロシアが強く反対したが、最終的には核兵器国とNACとの間で妥協が成立し、「核兵器国による核兵器の全面廃絶に関す

る明確な約束」だけが最終文書に含められた。この文言には、核兵器国がこれまで受け入れてきた「核兵器廃絶という究極的目標」を一步先に進めたという評価があるものの、核兵器国の核軍縮努力に及ぼす実質的な影響には疑問が残る<sup>(27)</sup>。

第三に、FMCTに関して、最終文書では「CDに対して5年以内の妥結を目的とした交渉の即時開始を含む作業計画に合意する」よう求めた。日本および豪州は、その作業文書で、2003年、遅くとも2005年までの交渉終了、ならびに条約成立までの間の兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを提案したが<sup>(28)</sup>、核兵器国の中で唯一モラトリアムを宣言していない中国が、これらの提案に強く反対した。その結果、最終文書には、モラトリアムに関しては盛り込まれず、また条約成立の期限も、いつから5年以内かが明示されない、様々な解釈が可能な曖昧な表現になった。

第四に、最終文書で「核兵器国による核軍縮を導く措置」としてあげられた6つの具体的措置<sup>(29)</sup>に関しては、核兵器国が強く反対したものの、妥協の成立により盛り込まれたものが含まれている。たとえば、「核兵器能力および核軍縮協定の履行に関する透明性」に関しては、中国が、中小規模の核兵器国に透明性措置を求めるのは、その国の安全保障からも、世界的な戦略バランスおよび安定性からも有益ではないと主張して反対したが、「自発的信頼醸成措置」という文言を挿入することで妥協した。「核兵器の運用ステータスの低減」は、NACによる警戒態勢解除 (de-alerting) および核弾頭の取り外し (de-mating) の提案を反映したものの、具体的措置については核兵器国の反対で最終文書から削除された。加えて、とくに中仏露が、核軍縮の推進には戦略的安定の維持が必要であると強調し、これを明記するよう求めた結果、「核兵器国による核軍縮を導く措置」は、「国際的な安定を推進する方法で、すべての国の安全が損なわれない原則を基礎」に実施されることとされた。

第五に、普遍性の問題に関しては、最終文書において、NPT非締約国のキューバ、インド、イスラエルおよびパキスタンに名指しし、条約に非核兵器国として加入することなどが求められた。またNPT運用検討会議議長に対して、NPT非締約国に、この問題に関する締約国の見解を公式に伝え、その反応を締約国に報告するよう要請した。

エジプトを中心とするアラブ諸国は、過去の運用検討会議でも、採択される文書にはイスラエルを名指しするよう求めてきたが、イスラエルと緊密な関係にある米国がこれに強く反対してきたため、非締約国名が明記されたことはなかった。今回の最終文書で非締約国名が明記されたことは、米国がこの点で譲歩したことを示すものであった。また中東問題との関連では、アラブ諸国が求めていた運用検討会議における中東問題に関する補助機関の設置について、会議前は反対していた米国が、他の地域の問題をも取り扱うことを条件に「地

域問題に関する補助機関」の設置を認めた。

インドおよびパキスタンに対しては、最終文書で、両国の核爆発実験が非難され、両国には核兵器国あるいは他の特別な地位を与えないことが宣言されるとともに、両国に国連安保理決議1172にあげられた措置を実施するよう求めた。

第六に、不遵守の問題に関しては、北朝鮮およびイラクが主要な対象であった。運用検討会議に出席しなかった北朝鮮については、IAEAが北朝鮮による冒頭報告の正確性および完全性を検証できず、核物質が転用されていないとは結論付けられないことに懸念が示されるとともに、北朝鮮に対してIAEA保障措置協定の完全な遵守を求めた。

イラク問題については、核軍縮および中東問題で大幅な譲歩を行ったと考えた米国が、いわばその対価として、強い表現で最終文書に盛り込むよう求めたのに対して、イラクは国連安保理の問題を運用検討会議で持ち出すべきではないと主張して反発し、両国が最後まで対立した。両国および関係諸国の粘り強い交渉の結果、最終文書には、IAEAは国連安保理決議687の下での義務をイラクが遵守しているとの保証を与える立場にないというIAEA事務局長の声明が示されるとともに、IAEAが保障措置の対象となる核物質の存在を2000年1月に検証できたことを留意し、イラクの完全かつ継続的なIAEAとの協力およびその義務の遵守の重要性を再確認するという、IAEA事務局長の声明とイラクの主張を同時に盛り込む形で妥協が成立した。

## 5 核不拡散体制維持・強化のためのアプローチ

国家が核兵器の取得を模索する第一の目的は国家安全保障の強化であり<sup>(30)</sup>、同様に国家が核兵器取得オプションの放棄保有する核兵器の削減や廃棄、あるいは核兵器に関連する様々な規制を受け入れるか否かについても、「国家安全保障に関する考慮」が強く反映される。加えて、ある国による核兵器に関連する行動は、核兵器の持つ破壊力や抑止力の大きさから、直ちに他国の「国家安全保障に関する考慮」に大きな影響を与え、核兵器に関連する行動の連鎖を引き起こし得る。これは、核不拡散体制にとって好ましい動きの場合にも、逆に好ましくない動きの場合にも当てはまる。核不拡散体制を巡る近年の好ましくない状況を構成してきた各国の行動には、国家威信や大国としての地位の確保、あるいは国内政治情勢といった要因も働いていたことは無視できないが、少なからず「国家安全保障に関する考慮」が反映されており、核不拡散体制を巡る今後の動向も、当然のことながら「国家安全保障に関する考慮」という側面に大きく左右される。

他方、これに加えて、「核不拡散体制の信頼性」という側面が同体制に与える影響に関しても注意を払う必要がある。

核不拡散体制を巡る好ましくない状況を構成してきたのは、同体制の「原理」および「規範」に反するような、あるいは

これらを見做すような行動であった。そのような行動は、国家安全保障利益を考へて選好されたものかもしれないが、仮に他国への核兵器に關連する行動の連鎖を直ちには引き起こさなかつたとしても、そのような行動を選好する方が核不拡散体制の「原理」および「規範」を遵守するよりも多くの国家安全保障利益を得ることができると考へる国を増大させるかもしれない。さらに、これらの国による核不拡散体制の「原理」および「規範」に反するような、あるいはこれらを見做すような行動が頻発するようになれば、核不拡散体制に参加していても国家安全保障利益は十分には確保されないのではないかと、あるいは核不拡散体制には安全保障環境を改善する力がないのではないかとといった疑念を一層高め、「核不拡散体制の信頼性」を一層低下させることにもなりかねない。

また核兵器国の、とりわけ核軍縮に關する動向は、「国家安全保障に關する考へ」の側面とは必ずしも關連しない要因から「核不拡散体制の信頼性」に影響を与える。非核兵器国は、核不拡散体制の不平等性の緩和、すなわち核軍縮の推進を核兵器国に対して強く求めてきた。なかでも、核兵器国や事実上の核兵器国から核攻撃を受ける可能性、ならびに近隣に核兵器を取得する国が現れる可能性がともに低く、国家安全保障問題における核兵器問題の優先順位が高くない多くの非核兵器国にとって、核不拡散体制に關する最大の関心は、核軍縮が進展したか否かということである。NPT運用検討・延長會議前には核軍縮が進展し、その後は核兵器国が核軍縮に消極的であるという事実は、「NPTの期限に關する決定」が核兵器国に核軍縮努力を促進させる効果的な手段であったこと示している。核軍縮が停滞を続け、または後退すれば、「NPTの期限に關する決定」という核兵器国に対して圧力をかける手段を失った非核兵器国の間に、核不拡散体制に対する不満やあきらめを高めるであろう。

NPT締約国である187カ国のうち158カ国が参加した2000年運用検討會議において、コンセンサスで最終文書が採択された最大の理由は、参加国がそのような文書の採択を欲したからであった。非核兵器国は、一定の譲歩を行ったとしても、核兵器国から核軍縮に關する約束を核兵器国が同意した文書を通じて取り付けることが重要だと考へた。他方、当初はコンセンサス文書の採択に必ずしも固執していたわけではなかつた核兵器国が<sup>(31)</sup>、會議ではその採択に向けて一定の譲歩を行った背景には、核兵器国の非妥協的な姿勢でコンセンサス文書が採択できなかつたという非難が集中するのを避けたいという考へがあつたと思われる<sup>(32)</sup>。そして、會議参加国に共有されたのは、運用検討會議を失敗に終わらせないという目標であり、コンセンサス文書の採択はこれを示す最も具体的な方法であるという認識であった。コンセンサス文書が採択されず、會議が失敗したとしても、各国の「国家安全保障に

關する考へ」に直ちに重大な影響を及ぼすわけではない。このことを考へると、會議参加国が上述のような目標および認識を共有し、その目標に向けて妥協や譲歩を含めた努力を行ったのは、核不拡散体制を巡る状況が悪い中で、さらに會議が失敗すれば、「核不拡散体制の信頼性」の低下に拍車がかかり、同体制を巡る状況が一層悪化することを懸念して、これに歯止めをかけようとしたためだと考へられる。

「核不拡散体制の信頼性」が低下しても、同体制を巡る動向に、短期的に目に見える影響を及ぼすとは限らず、中長期的にいかなる影響があるかも明確ではない。會議参加国の懸念も、具体的なものというよりも、漠然としたものであつたといえる。しかしながら、「核不拡散体制の信頼性」が大きく損なわれれば、核不拡散体制を輕視してその「原理」および「規範」に反するような、あるいはこれらを見做すような行動が頻発したり、そのような行動の口実に用いられたり、NPTや核不拡散体制に關連する条約や取極などから脱退する国が相次いだりする可能性は排除できない<sup>(33)</sup>。これらは、核不拡散体制のさらなる弱体化あるいは崩壊を導き、核兵器の一層の拡散、核軍縮の停滞や核軍備増強、あるいは原子力平和利用の阻害といった重大な不利益をもたらしかねない。

NPTを中心とする核不拡散体制は、今後も多くの国の国家安全保障利益を含む国益に資するものであり、地域や國際の平和および安全を確保するものである。またNPTは、核兵器国に核軍縮義務を課す唯一の多数國間条約である。他方で、この体制は、核兵器という「国家安全保障に關する考へ」に大きな影響を与える兵器を取り扱うとともに、核兵器国と非核兵器国の間の不平等性を前提に構築されたものであり、微妙なバランスの上に成り立っている。この核不拡散体制を維持・強化するためには、核不拡散体制の動向を左右する普遍性を含む核不拡散問題、ならびに核軍縮問題に關して、「国家安全保障に關する考へ」および「核不拡散体制の信頼性」という2つの側面からアプローチする必要がある。

現在、核不拡散努力が向けられるべき第一の対象は、事実上の核兵器国および懸念国である。これらの国の問題を解決するためには、核兵器取得を模索する要因となっている、これらの国の脅威認識や地域の安全保障環境に注目する必要があり、個別的な対応や地域のアプローチ、さらには地域の安全保障環境の改善が、これまで以上に重要になってくると思われる<sup>(34)</sup>。また核不拡散体制の「原理」および「規範」に反するような、あるいはこれらを見做すような行動に対しては、現実的な対応が必要であるが、同時に、「核不拡散体制の信頼性」を低下させないためにも、たとえば事実上の核兵器国や新たに核兵器を取得する国にはNPTの下での核兵器国と同等な地位を与えず、核兵器国に準ずるような取り扱いもしない、あるいは核不拡散体制の「原理」および「規範」に反する行動を取る国には不利益が与えられるなどといった、

核不拡散体制の「原理」および「規範」に乖離しない対応が求められる。輸出管理を中心とするサプライサイド・アプローチは、核兵器の拡散防止を完全に保証するものではないが、国家が核兵器を取得するまでの時間を遅らせ、その間に核兵器取得の意思を放棄させるための取り組みを可能にするだけでなく、核兵器の拡散を許容しないという国際社会の意思を明確に示すものでもあることから、今後も重要である。またIAEA保障措置や輸出管理という、NPTを中心とする核不拡散体制の中心的な制度は、これまでに相当程度強化されてきたことから、今後の課題は、その参加国を増やすこと、ならびに参加国がその義務を誠実に遵守することである。

核軍縮を巡る当面の動向は、2001年に発足した米国ブッシュ政権の動向に大きく左右されると思われる。ブッシュ政権は、核兵器の大幅削減と合わせて、NMDを含むミサイル防衛を積極的に推進し、またCTBTを批准しないという方針を明確にしているが、後者2つの政策に関しては、国際社会から、米国は核不拡散体制への関心を失い、同体制や関係諸国の懸念に配慮せずに国家安全保障の強化を模索しているのではないかとの疑念が高まっていることを留意すべきである。国家安全保障の強化は、核兵器国のみならずすべての国家の権利であるが、核兵器国による核不拡散体制の「原理」および「規範」に反するような、あるいはこれらを無視するような行動は、他国の「国家安全保障に関する考慮」の側面に大きな影響を与え、直ちに核不拡散体制にとって好ましくない動きの連鎖をもたらすだけでなく、「核不拡散体制の信頼性」をも大きく低下させる。また核軍縮に消極的な姿勢は、核軍縮の進展を阻害するだけでなく、非核兵器国に対して、核兵器が安全保障上も、あるいは大国としての地位を確保するためにも依然として価値のある兵器であるというシグナルを与えることになりかねない。核兵器国は、「国家安全保障に関する考慮」の側面のみならず、「核不拡散体制の信頼性」の側面をも十分に考慮して、核軍縮の進展に積極的に取り組む必要がある。

## 6 おわりに

NPT無期限延長の決定は、条約が恒久的に存続するという保証を与えたが、これを中心とする核不拡散体制が将来も安定した体制であり続けるという保証を与えたわけではない。核不拡散体制において解決が必要な問題の多くは、その解決が非常に困難なものである。また核兵器の持つ破壊力や抑止力の大きさを考えると、核不拡散体制に対する挑戦は今後も起こりうる。さらに、核不拡散体制の不平等性は、核兵器国と非核兵器国との間に深刻な対立を引き起こす可能性を孕んでいる。1995年運用検討 延長会議で採択された「決定2」および2000年運用検討会議で採択された最終文書には、核不拡散体制において一層の進展が図られるべき分野や措置が記

されたが、国際社会は、核不拡散体制を維持・強化するために、「国家安全保障に関する考慮」および「核不拡散体制の信頼性」という2つの側面を十分に考慮しつつ、これらを実行に移し、核不拡散および核軍縮を推進しなければならない。

(1) 核不拡散体制は国際レジームの1つと捉えられるが、その国際レジームは、「国際関係の特定の領域において、それを中心に行為者の期待が収斂する、黙示的または明示的な原理（事実、因果関係および公正に関する信条）規範（権利および義務の観点から定義される行動の準則）規則（行動についての具体的な指示または禁止）および意思決定手続き（集合的選択を決定し、実施するための支配的な実践）」と定義される。この定義は、Stephen D Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables", S. D. Krasner, ed., *International Regime* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), p. 2.による。また核不拡散体制を国際レジーム論の観点から論じたものとして、以下を参照。梅本哲也「国際レジームとしての核不拡散体制：不平等性の存在根拠」納家政嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』有信堂、2000年、34-61頁。Roger K. Smith, "Explaining the Non-Proliferation Regime: Anomalies for Contemporary International Relations Theory", *International Organization*, Vol. 41, No. 2 (Spring 1987), pp.251-281.

(2) 会議の概要については、以下を参照。Rebecca Johnson, "Indefinite Extension of the Non-Proliferation Treaty: Risks and Reckonings", *ACRONYM*, No. 7 (September 1995)。また会議参加者へのインタビューを掲載したものとして、以下を参照。Susan B. Welsh, "Delegate Perspectives on the 1995 NPT Review and Extension Conference: A Series of Interviews Conducted by Susan B. Welsh", *Nonproliferation Review*, Vol. 2, No. 3 (Spring-Summer 1995), pp. 1-24.

(3) NPT/CONF.1995/L.2 of 5 May 1995.

(4) NPT/CONF.1995/L.1/Rev.1 of 5 May 1995.

(5) NPT/CONF.1995/L.3 of 5 May 1995.

(6) NPT無期限延長が決定された背景に関しては、たとえば以下を参照。浅田正彦「ポスト冷戦期の核不拡散体制」納家、梅本編『前掲書』、85-91頁。Tariq Rauf and Rebecca Johnson, "After the NPT's Indefinite Extension: The Future of the Global Nonproliferation Regime", *Nonproliferation Review*, Vol. 3, No. 1 (Fall 1995), pp. 31-34.

(7) S/RES/984(1995) of 11 April 1995.

(8) たとえば、当初は無期限延長に反対していたベネズエラに対する米国の圧力や働きかけに関しては、以下を参照。Welsh, *op.cit.*, pp. 8-9.

(9) 1993年のG8東京サミットで、日本は、核兵器国による核軍縮努力が十分でないとしてNPT無期限延長への明確な支持を行わなかったが、これは日本が核兵器取得の選択肢を残しておきたいからではないかという見方もなされた。

(10) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 3.

(11) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 1.

(12) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, Decision 2.

(13) NPT/CONF.1995/32(Part I), Annex, "Resolution on the Middle East".アラブ諸国が提出した決議案(NPT/CONF.1995/L.7 of 9 May 1995)では、イスラエルが名指しで非難されていたが、米英露による決議案(NPT/CONF.1995/L.8 of 10 May 1995)では、これを名指ししない、より穏健な表現が用いられ、これが決議として採択された。

(14) John Simpson, Darryl Howlett and Emily Bailey, "1997 and All That: Multinational Diplomacy and the Nuclear Non-Proliferation Regime", *Contemporary Security Policy*, Vol. 17, No. 3 (December 1996), p. 323.参照。

(15) The Henry L. Stimson Center, *An Evolving US Nuclear Posture* (Washington D.C.: Henry L. Stimson Center, December

1995.); Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, *Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons* (Canberra: Commonwealth of Australia, 1996); Committee on International Security and Arms Control, National Academy of Science, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy* (Washington D.C.: National Academy Press, 1997).

(16) 以下を参照。Rebecca Johnson, "The 1998 PrepCom : Summary and Snapshots", *Disarmament Diplomacy*, No. 25 (April 1998), p. 17.; Tariq Rauf, "PrepCom Opinion: Farewell to the NPT's Strengthened Review Process?", *Disarmament Diplomacy*, No. 26 (May 1998), pp. 21-23.; Rebecca Johnson, "Reviewing the Non-Proliferation Treaty: Problems and Processes", *ACRONYM*, No. 12 (September 1998), pp. 8-16.

(17) S/RES/1172 of 6 June 1998.

(18) 「核保有国に承認も：ロシア駐印大使が意向」『読売新聞』、1998年5月24日。

(19) S/RES/1284 of 17 December 1999.中国、フランス、ロシアおよびマレーシアが棄権した。

(20) ABM条約に関する了解事項、ABM条約に関する第一および第二合意声明、および戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイルを迎撃するシステムに関する信頼醸成措置についての協定。

(21) 2000年運用検討会議に関しては、以下を参照。登誠一郎「2000年NPT運用検討会議を振り返る」『外交フォーラム』第145号（2000年9月）34-39頁。黒沢満「2000年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第50巻、第4号（2000年11月）515-559頁。Rebecca Johnson, "The 2000 NPT Review Conference: A Delicate, Hard-Won Compromise", *Disarmament Diplomacy*, No. 46 (May 2000), pp. 2-20.; Rebecca Johnson, "NPT 2000: Implementing the Disarmament Pledges", *Disarmament Diplomacy*, No. 48 (July 2000), pp. 3-9.; Tariq Rauf, "Interview: Ambassador Abdallah Baali on the 2000 NPT Review Conference", *Nonproliferation Review*, Vol. 7, No. 3 (Fall-Winter 2000), pp.1-9.; Norman A. Wulf, "Observation from the 2000 NPT Review Conference", *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 9 (November 2000), pp. 3-9.

(22) NPT/CONF.2000/28 of 20 May 2000.

(23) 最終文書のパート では「会議の組織および任務」が、パート では「会議に提出された文書」が、またパート では「サマリー・レコード」が扱われている。

(24) 「条約第1条および第2条、前文パラグラフ1-3」(核不拡散)、「条約第3条、前文パラグラフ4-5、とくに条約第4条および前文6-7の関係」(保障措置、輸出管理および核分裂性物質の管理)、「条約第4条、前文パラグラフ4-5」(原子力の平和利用)、「条約第5条」(平和目的核爆発)、「条約第6条、前文8-12」(核軍縮)、「条約第7条および非核兵器国の安全保障」(非核兵器地帯および非核兵器国の安全保障) および「第9条」に分けられた。

(25) "Statement by the delegations of France, the People's Republic of China, the Russian Federation, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the United States of America", to the NPT 2000 Review Conference, New York, 1 May 2000.

(26) NPT/CONF.2000/WP.3 of 24 April 2000.

(27) たとえば、匿名の米国政府高官が、この約束は米国の政策の大幅な変更を意味するものではないと述べたことが伝えられた。Rebecca Johnson, "The 2000 NPT Review Conference: A Delicate, Hard-Won Compromise", *op.cit.*, p. 15.

(28) NPT/CONF.2000/WP.1 of 24 April 2000.

(29) 「核兵器の一方的削減のための一層の努力」、「自発的信頼醸成措置として核兵器能力および核軍縮協定の履行に関する透明性の増大」、「一方的イニシアティブに基づく非戦略核兵器の一層の削減」、「核兵器システムの運用ステータスを一層低減するための具体的な合意措置」、「核兵器使用の危険を最小限にし、核兵器全面廃絶のプロセスを促進するために、安全保障政策における核兵器の役割の低減」、ならびに「核兵器の全面廃絶を導くプロセスへのすべての核兵器国の適切な関与」。

(30) たとえば以下を参照。Bradley A. Thayer, "The Causes of Nuclear Proliferation and the Utility of the Non-Proliferation Regime", Raju G. C. Thomas, ed., *The Nuclear Non-Proliferation Regime: Prospect for the 21st Century* (London: Macmillan Press, 1998), p. 75-129.また、国家が核兵器取得を模索する様々な要因を分析したものとして、以下を参照。Tanya Ogilvie-White, "Is There a Theory of Nuclear Proliferation?: An Analysis of the Contemporary Debate", *Nonproliferation Review*, Vol. 4, No. 1 (Fall 1996), p. 43-60.; Scott D. Sagan, "Rethinking the Causes of Nuclear Proliferation: Three Models in Search of a Bomb", Victor A. Utgoff, ed., *The Coming Crisis: Nuclear Proliferation, U.S. Interests, and World Order* (Cambridge, MA: MIT Press, 2000), pp. 17-50.

(31) たとえば米国は、1999年NPT準備委員会では、「コンセンサス文書が採択されたか否かによっては、2000年運用検討会議の成功を判断しない」という立場をとっていた。Norman A. Wulf, Representative of the United States of America, "Objectives and Work of the 2000 NPT Review Conference", statement at the Third Preparatory Committee for the 2000 NPT Review Conference, New York, 10 May 1999 [[http://www.basicint.org/nuclear/prepcom99/99US\\_Statement.htm](http://www.basicint.org/nuclear/prepcom99/99US_Statement.htm)].

(32) とりわけ米国は、核軍縮を停滞させている原因が米国のNMD計画あるいはCTBT批准拒否にあるとの批判が高まる中で、さらに運用検討会議でコンセンサス文書の採択を阻害すれば、自国に対する非難が一層高まることを懸念したため、様々な場面での妥協を余儀なくされたと考えられる。

(33) 「核不拡散体制の信頼性」が低下した場合に、同体制が直面しかねない問題をあげたものとして、以下を参照。Jayantha Dhanapala, "Reinforcing the NPT Regime", paper for the International Workshop on the 2000 Conference of the Strengthened NPT Review Process, New York, 1 November 1999 [<http://cns.miis.edu/cns/projects/ionp/nptrein.htm>].; George Bunn, "Can the NPT Survive Such Threats as Yugoslavia's Bombing, Russia's Plans for New Nuclear Weapons, U.S. Plans for Missile Defense Systems, and the Duma-Senate Stalemate on Nuclear Treaties?", Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, 1999 [<http://cns.miis.edu/cns/projects/ionp/prep99.htm>].; Sharon Riggle, "Could the Non-Proliferation Treaty Collapse?: The Uncertain Road Ahead", *Disarmament Forum: What Next for the NPT*, No. 1 (2000), p. 34.; Rolf Ekeus, "Proliferation Prospects", paper for the 2000 Carnegie International Non-Proliferation Conference, 16 March 2000 [<http://www.ceip.org/files/events/Conf2000Ekeus.asp?p=8>].

(34) Gerald M. Steinberg, "US Non-Proliferation Policy: Global Regimes and Regional Realities", *Contemporary Security Policy*, Vol. 15, No. 3 (December 1994), pp. 138-144.参照。

## (財)日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs